

広島県訓令第十一号

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十二日

広島県知事 橫田美香

本地方機関

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

	改 正 後	改 正 前
（副知事の専決事項）	（副知事の専決事項）	（副知事の専決事項）
第七条 副知事は、知事の権限に属する事務のうち、広島県副知事の担任事務等に関する規程により担任することとされた事務であつて、別表第二の事項の欄に掲げる事項のうち専決権者の欄において副知事の専決事項として○印をもつて定めるものその他の事務（次の各号に掲げる事務を除く。）について、専決することができる。	第七条 副知事は、次に掲げるものを除き、知事の権限に属する事務のうち、広島県副知事の担任事務等に関する規程により担任することとされた事務について、専決することができる。	第七条 副知事は、次に掲げるものを除き、知事の権限に属する事務のうち、広島県副知事の担任事務等に関する規程により担任することとされた事務について、専決することができる。
十一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条及び第一百八十一条の規定による専決処分（別表第二の事項の欄に掲げる事項のうち同表の専決権者の欄において局長の専決事項として○印をもつて定めるものを除く。）	十一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条及び第一百八十一条の規定による専決処分（別表第二の専決事項の欄に掲げるものを除く。）	十一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条及び第一百八十一条の規定による専決処分（別表第二の専決事項の欄に掲げるものを除く。）
二十二 局長（局長相当職を含む。）の外国旅行の命令及び報告の受理	二十二 局長（局長相当職を含む。次号において同じ。）の一週間を超える県外旅行の命令及び報告の受理	二十二 局長（局長相当職を含む。次号において同じ。）の一周間を超える県外旅行の命令及び報告の受理
二十二十一 （略）	二十二十一 （略）	二十二十一 （略）
二十二二 局長（局長相当職を含む。）の外国旅行の命令及び報告の受理	二十二二 局長（局長相当職を含む。次号において同じ。）の一周間を超える県外旅行の命令及び報告の受理	二十二二 局長（局長相当職を含む。次号において同じ。）の一周間を超える県外旅行の命令及び報告の受理
二十三 局長の服務	二十三 局長の服務	二十三 局長の服務
（局長、課長等の専決事項）	（局長、課長等の専決事項）	（局長、課長等の専決事項）
第八条 局長及び課長は、所掌事務に関する事項のうち同表の専決権者の欄においてグループリーダーの専決事項として○印をもつて定めるもの及び所掌事務に関する付隨的事項で軽易なもの並びに別表第三に掲げる課長の専決事項のうち軽易なものであつて課長が局長の承認を得て	第八条 局長及び課長は、所掌事務に関する事項のうち同表の専決権者の欄においてグループリーダーの専決事項として○印をもつて定めるもの及び所掌事務に関する付隨的事項で軽易なもの並びに別表第三に掲げる課長の専決事項のうち	第八条 局長及び課長は、所掌事務に関する事項のうち同表の専決権者の欄においてグループリーダーの専決事項として○印をもつて定めるもの及び所掌事務に関する付隨的事項で軽易なもの並びに別表第三に掲げる課長の専決事項のうち
2—9 （略）	2—9 （略）	2—9 （略）
10 グループリーダーは、所掌事務に関する事項のうち同表の専決権者の欄においてグループリーダーの専決事項として○印をもつて定めるもの及び所掌事務に関する付隨的事項で軽易なもの並びに別表第三に掲げる課長の専決事項のうち	10 グループリーダーは、別表第三に掲げる課長の専決事項のうち、軽易な事項について、課長が局長の承認を得て指定するもの及び別表第四に掲げる事項について専決することができる。	10 グループリーダーは、別表第三に掲げる課長の専決事項のうち、軽易な事項について、課長が局長の承認を得て指定するもの及び別表第四に掲げる事項について専決することができる。

		2 (地方機関の長の専決事項) 第十一條 地方機関の長は、所掌事務に関する事項について専決することができる。
別表第一	2 (略)	3 (略)
別表第二	2 (地方機関の長の専決事項) 第十一條 地方機関の長は、所掌事務に関する事項について専決することができる。	3 (略)
別表第三	2 (地方機関の長の専決事項) 第十一條 地方機関の長は、所掌事務に関する事項について専決することができる。	3 (略)
別表第四	2 (地方機関の長の専決事項) 第十一條 地方機関の長は、所掌事務に関する事項について専決することができる。	3 (略)
別表第五	2 (地方機関の長の専決事項) 第十一條 地方機関の長は、所掌事務に関する事項について専決することができる。	3 (略)
別表第六	2 (地方機関の長の専決事項) 第十一條 地方機関の長は、所掌事務に関する事項について専決することができる。	3 (略)

備考

7 歳出予算の執行（九の部 1の款から5の款まで、十の部 一の部1の款から3の款まで、十一の部1の款から5の款まで、二十三の部1の款まで、二十四の部1の款から3の款までに掲げる事項を除く。）	
8 一件五十万円未満の収支の原因となる行為に関すること。	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>

一 合議は、合議先の欄に掲げるもののほか、広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第五号）に定めるところによる。

二 事務の種類の欄に掲げる事務又は事項の欄に掲げる事項のうち、合議が必要となる事項の欄に掲げる事項について合議先の欄に掲げる者と協議を行う事項については、当該者への合議を行わないものとする。

三 事務の種類の欄に掲げる事務又は事項の欄に掲げる事項のうち、文書等の審査が必要となる事項の欄に○印をもつて定めるものの文書等の審査については、広島県文書等管理規程の定めるところにより総務課において行う。

別表第四を削り、別表第五を別表第四とし、別表第六を別表第五とする。

附 則

この訓令は、令和八年一月一日から施行する。